

報告第 8 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，別紙のとおり専決処分したので，同条第 3 項の規定によりこれを報告し，市議会の承認を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出

三次市長 福岡 誠志

専決処分第 8 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により，三次市都市計画税条例の一部を改正する条例について，次のとおり専決処分する。

令和 2 年 4 月 30 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市都市計画税条例の一部を改正する条例

三次市都市計画税条例（平成 16 年三次市条例第 81 号）の一部を次のように改正する。

附則第 16 項中「又は第 15 条の 3」を「，第 15 条の 3 又は第 61 条」に改め，「第 15 条の 3 まで」の次に「若しくは第 61 条」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。